

～認可外保育施設開設への建物に関する手続きフロー～

認可外保育施設を開設する際は耐震性を確保してください。

用途変更する床面積は200㎡を超えますか？

いいえ

はい

確認申請不要

確認申請必要
(都市整備部審査指導課へ)

【自己点検①】

建築基準法令の自己点検を行います。

○次の2つの書類により報告及び自己点検をしてください。池田市都市整備部審査指導課にて書類を配布(市HPでもダウンロード可)します。基準に適合しているかどうかはご自身でお調べいただくか、必要に応じて設計士等に依頼してください。

- 計画建築物報告書(認可外保育施設分)
- 認可外保育施設開設における法令適合性自己点検リスト

【消防に係る手続き】

○施設によっては消防法令に基づき消防用整備等の設置が必要となる場合があります。開設を計画している段階で必ず池田市消防本部予防課へご相談ください。

【自己点検②】

認可外保育施設指導監督基準の自己点検を行います。

○次の書類により報告及び自己点検をしてください。池田市子ども未来部子ども政策課にて書類を配布(市HPでもダウンロード可)及び指導を行います。

- 認可外監督審査基準の第3および第4の自己点検表

【届出】

認可外保育施設の設置届に必要な書類を添えて池田市子ども未来部子ども政策課へ届け出てください。

○次の書類が認可外保育施設設置届に添付が必要となります。

- 施設を開設予定の建物自体の建築確認済証または建築計画概要書の写し
- 計画建築物報告書(認可外保育施設分)※1
- 認可外保育施設開設における法令適合性自己点検リスト※1
- 認可外監督審査基準の第3および第4の自己点検表
- 池田市消防本部予防課と協議していることが確認できる「工事整備対象設備等着工届出書」の写し※2
- 確認申請済証の写し※3

(※1)自己点検①を行う場合に限りです。

(※2)開園後は、速やかに「防火対象物使用開始届出書」の写しを提出してください。

(※3)用途変更を行う場合に限りです。工事完了後は、「工事完了届」の写しを提出してください。